

会 議 録

1 会 議 の 名 称	産業建設常任委員会
2 日 時	平成28年12月7日 (水) 午後 1時30分 開会 午後 2時 4分 閉会
3 場 所	第2委員会室
4 出 席 者 (7人)	相馬 欣行 大山 学 米谷 政久 中山真由美 安藤 玄一 小沼 富夫 国島 正富
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員 (0人)	
7 傍 聴 者	8人
8 事 務 局	次長 主事
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 陳情第16号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める
意見書」の提出を求める陳情

結 果 不採択

午後1時30分 開会

○委員長【相馬欣行議員】 ただいまから、産業建設常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。

会議は配付してあります次第により進行いたします。

「陳情第16号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【米谷政久議員】 それでは、「陳情第16号、『最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書』の提出を求める陳情」に対して意見を述べさせていただきます。

日本は欧米諸国と比べて最低賃金が低く、2016年の改定により東京都で932円、神奈川県で930円、全国平均額は823円で、経済の好循環を実現するためには賃金の上昇、消費の拡大等を継続的なものとし、デフレ脱却、ワーキングプア解消をするためには必要であると考えますが、夏場以降の天候不順などで生鮮食品を含む消費者物価が上昇し、中小企業、零細企業はまだまだ厳しい経済環境の中にあり、政府の景気回復をめざすシナリオどおりには進んでいない現状で、本陳情の陳情項目にもあるように最低賃金をすぐに1000円以上に引き上げることとなると、中小企業、零細企業と小さくなればなるほど、最低賃金引き上げにより為替変動、資材高騰、物価上昇、人件費上昇などに伴うコスト増や消費税の価格転嫁ができなく、さらに厳しい経営状況になることも予想されます。

直ちに1000円以上にすることは時期尚早と考えますので、陳情第16号は不採択といたします。

○委員【中山真由美議員】 それでは、「陳情第16号、『最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書』の提出を求める陳情」に対し、反対の立場から意見を述べます。

神奈川県は平成28年10月1日、それまでの最低賃金905円を930円に賃上げする決定を行いました。最低賃金は時間給で給与を受け取っている労働者にとって大変重要な指数であります。そして、その多くは非正規雇用労働者であり、その金額は正規雇用労働者との格差が問題となっており、また、生活保護を受けている人の収入との比較で、この給与体系が多く存在する低所得者の収入の低さも大きな社会問題となっております。政府が実施してきましたデフレ脱却、

景気回復の施策は大企業を中心に企業業績を回復させ、産業界に給与や賞与の引き上げなどをもたらし、景気の底上げが始まろうとしております。しかしながら、日本の労働者の9割以上が働いている中小零細企業のほとんどが現状では業績回復を実感しておりません。そういった状況での最低賃金引き上げはかなり厳しい背景があるのは想像できます。しかし、厳しい環境であるからこそ、国民が幾ばくかの賃金上昇の結果を受けとめられれば、全体として購買意欲の向上が見込め、企業業績の回復が期待できると考えます。しかしながら、本陳情にある最低賃金をすぐに1000円以上に引き上げるや、全国一律最低賃金制度の確立については現実的には時間のかかる課題としてさらにさまざまな調査をしていくことが必要と考えられます。まずは本年10月11日に第2次補正予算が成立し、最低賃金の引き上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業に係る助成金の拡充として業務改善助成金やキャリアアップ助成金の拡充についてしっかりと周知をしていくことも重要と考えます。

以上のことから、本陳情にある各種提言はさらにさまざまな調査をしていくことが必要であると考え、これに反対するものであります。

○委員【安藤玄一議員】 「陳情第16号、『最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書』の提出を求める陳情」について、意見を述べさせていただきます。

最低賃金の改善のための意見書については、本年6月23日において神奈川県最低賃金改定等を求める意見書として伊勢原市議会会議規則第14条第1項の規定により既に提出いたしております。また、その後、本年10月1日より神奈川県最低賃金はこれまでより25円引き上がり、時間額930円となっているところであります。このように本市議会においては最低賃金引き上げの要求について年々歳々、神奈川県に対して行っており、それに県も応えていただいているところであります。また、経営者の立場からすれば、いきなり1000円以上に引き上げるといいうのも時期尚早な意見ではないかとも思います。

このようなことから、本陳情の内容には理解はいたしますが、本件については不採択の立場での意見とさせていただきます。

○委員【小沼富夫議員】 それでは、陳情第16号について意見を述べさせていただきます。

安倍政権が掲げた名目GDP（国内総生産）600兆円という目標を達成するため、経済界との間で開催している官民対話において、財界に対して3年連続の賃上げを政府は強く要請してまいりました。経済財政諮問会議では3%の賃上げが必要との見解が出され、2020年度までに名目600兆円のGDPを達成するためには計算上、年3%ずつGDPがふえる必要があることを考えると、賃上げや最低賃金の引き上げ水準はこれを意識してつくられたものと見て間違いのないでしょう。現在、日本経済は非常に供給がタイトとなっており、このタイミングで強制的に賃上げを実施すると物価上昇に弾みがつく可能性がございます。人件費の高騰が生産性向上のための改革につながってくれば、経済はよいメカニズ

ムで回り始めることとなりますけれども、一方で、企業が現状の利益維持だけを考えてしまうと、人件費の高騰が値上げを加速させる形となり、労働者の実質賃金はふえません。最低賃金を実質経済の持続的な回復につなげていくためには女性の社会進出の活性化や労働市場の整備など、制度的な側面支援、不可欠でございます。

陳情第16号の陳情項目である、政府はワーキングプアをなくすため、最低賃金をすぐに1000円以上に引き上げること、また、中小企業への支援策を拡充すること、この2つの項目はまさにそのとおりだと私も考えます。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、女性の社会進出の活性化や労働市場の整備など制度的な面において未成熟な今日、最低賃金引き上げだけが先行することのデメリットの大きさを強く感じるところであります。

よって、陳情第16号は不採択にいたしたいと存じます。

以上です。

○委員【国島正富議員】 それでは、陳情第16号に対しまして、私の意見を述べさせていただきます。

最低賃金制度は地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類に分類されていますが、地域別最低賃金を例に検証してみると、産業や職種にかかわらず、都道府県単位に定められ、その事業所で働く全ての労働者を対象として定められ、適用されています。平成25年度より平成28年度までの時間当たりの最低賃金は、全国平均で見ると、平成25年度764円、平成26年度780円、平成27年度798円、平成28年度823円とされています。平成28年度の都道府県格差を見ると、最低の沖縄県、宮崎県714円から最高の東京都の932円との差は218円、23.4%の差があります。ちなみに神奈川県は930円で、東京都とほぼ同額と言えます。都道府県単位の定めにより地域環境は類似するものの、自治体の違いで賃金に大きな格差が生じ、混乱も生まれています。神奈川県で比較すると、湯河原町と静岡県熱海市は、小川を境に静岡県の最低賃金807円と湯河原町の930円との123円、相模原市の藤野地域930円と山梨県上野原市は759円で171円、18.4%という大きな格差が生じています。

今回の陳情は、1点目として最低賃金をすぐに1000円以上に引き上げる。2点目は全国一律の最低賃金制度の確立により地域間格差を縮小させる。3点目として中小企業の支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援の拡充等、5点についての陳情項目が示されていますが、現状の中小零細事業者の経済実態や就労環境について配慮されていません。現行制度で最低賃金を1000円に値上げを例にとって検証すると、平成28年度、全国加重平均額823円から177円、21%のアップであり、平成25年度のアップ率年2%、平成26年度2.3%、平成27年度3.1%の約10倍の値上げ率となります。神奈川県内だけを見てもサービス業者の営業環境や就労者の生活実態には地域間格差は大きなものがあり、横浜市や川崎市の大市場を抱える政令市と湯河原町や山北町、政令市とはいえ相模原市の旧津久井地域等、都道府県単位内地域間環境

の格差は大きく、県内における特定産業の賃金単価の見直しこそ喫緊の課題と言えます。さらに飲食店や小売店を中心としたサービス業界や零細規模のものづくりを主体とする家内事業者は後継者確保にも困難を極めています。日本の長い歴史の中で生まれた徒弟制度で築かれた世界に類を見ない高い技術、いわゆるものづくりや調理現場で見られる高度な技術等が失われています。改めてこのような産業継続に向けた支援制度の構築も重要と考えます。

陳情者におかれましては、零細事業者や小規模事業者、家族事業者が雇用規則や最低賃金の定め範囲に沿わない国民のグリーン層とも言える市民生活に大きな役割を果たしている実態があることを再検証していただきたいと考えます。

以上の諸背景を考慮し、本陳情は不採択といたします。

○委員【大山学議員】 他委員もいろいろ意見を申し出ておまして、私もほぼ同意見でありますけれども、我が国の勤労者の3人に1人が非正規雇用であると言われております。企業も人件費の削減を進めており、大学卒業者も正社員になれない。仕事はあっても生活が成り立たないワーキングプアがふえている現状があることは事実であります。この現状は社会全体で改善されなければならない問題とは考えますが、しかし、本陳情を見ますと、陳情趣旨において最低賃金の改定をうたって、直ちに1000円以上に引き上げることとしています。賃金の引き上げに伴う人件費の上昇は、特に中小企業、個人商店等の経営を圧迫しかねない事態になることは容易に想像できます。さらに全国一律の最低賃金制度の確立を求めていますけれども、東京都や神奈川県首都圏と地方とは物価水準も違い、不動産価格等の開きがある現状を鑑みると、全国一律の賃金体系は逆に合理性に欠けるものと私は考えております。

よって、「陳情第16号、『最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書』の提出を求める陳情」は不採択といたします。

○委員長【相馬欣行議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

○委員長【相馬欣行議員】 挙手なし。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

議 題 陳情第17号 原発事故避難者に対する住宅無償提供継続の意見書提出を求める陳情

結 果 採 択

○委員長【相馬欣行議員】 次に、「陳情第17号、原発事故避難者に対する住宅無償提供継続の意見書提出を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については配付した資料のとおりであります。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【中山真由美議員】 それでは、陳情第17号、原発事故避難者に対する住宅無償提供継続についての陳情に対し、賛成の立場から意見を述べます。

東日本大震災から5年半がたちましたが、その余震と見られる地震が先日の11月22日に発生し、東北で震度5弱を観測して仙台港で最大1.4メートルの津波が到達しました。東日本大震災では多くの犠牲者と被害があり、今も地震活動が続いている中で、復旧・復興に向けて大変ご苦労されています。その中でも福島第一原子力発電所の事故においては放射能汚染の除去作業は農作物から土壌、また水道水や海の生物に至るまで、風評被害などを含めて、いまだ収束していない状況です。こうした地域への支援を国や県などで行ってまいりましたが、今回福島県は避難指示区域以外からの避難者の応急仮設住宅の供与期間を平成29年3月31日までとしています。神奈川県に対応としましても、県借り上げ民間賃貸住宅、被災者が入居している旧県借り上げ公共賃貸住宅、県営住宅などを応急仮設住宅としており、供与期間を平成29年3月31日までとして、供与期間終了の対象者に県営住宅入居者募集を今回限りとして行いました。

全国避難者情報システムデータによりますと、平成28年10月13日時点では伊勢原市内の避難者の方は27世帯60人とのことです。悲しいことですが、福島県から自主避難した中学生が転校先の横浜市でいじめを受けていたことなど、まだまだ生活していく中で、いろいろとお困りのことも多いと思います。やがては福島へ帰還される方もいらっしゃると思いますが、さまざまなご事情で帰還できない状況もあると思います。そのような方々に対してもうしばらく生活が安定するための支援や施策が重要と考えられます。

以上のことから私は本陳情にある各種提言は大変意義あることと考え、これに賛成するものであります。

○委員【米谷政久議員】 それでは、「陳情第17号、原発事故避難者に対する住宅無償提供継続の意見書提出を求める陳情」に対して意見を述べさせていただきます。

東日本大震災、原子力発電所の事故から5年半が経過し、住宅再建が進む一方で、全国で今も約13万7000人、神奈川県内で約2900人の方々が避難生活を余儀なくされています。このような避難の長期化が見込まれる中、住宅無償提供が平成29年3月末に打ち切られることは、さまざまな施策、避難者支援の

重点政策、県外避難者支援強化、生活再建支援拠点、帰還・生活再建に向けた総合的な支援策、移転費用の支援、民間賃貸住宅家賃への支援、住宅確保（公営住宅等）、避難者のコミュニティ活動の強化、子ども・被災者支援法など、打ち出されていますが、原発災害の避難者の方々の不安の解消としては、安定した生活の基盤は住宅確保だと理解しますので、陳情第17号は採択といたします。

○委員【安藤玄一議員】 それでは、「陳情第17号、原発事故避難者に対する住宅無償提供継続の意見書提出を求める陳情」について賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

陳情要旨にも書かれておりますが、福島原発事故から5年半が経過し、いまだ10万人以上もの人々がふるさとを追われ、家族や地域が分断されたまま、避難生活を強いられております。国と福島県は、政府が指定した避難区域外から避難している、いわゆる自主避難者への避難先住宅の無償提供を来年3月限りで打ち切る方針を決定いたしました。自主避難者は自主と呼ばれておりますが、決してみずから望んで避難生活を選んだわけではありません。放射能による健康被害に不安を持ち、避難を選択せざるを得なかったという点では避難指示区域からの避難者と何ら変わるものではないと考えます。

また、自主避難者の多くは子供連れであり、仕事を失ったり、子どもの転校や家族が分かれての生活を強いられたりと計り知れない精神的、経済的負担の中、災害救助法に基づく無償住宅の提供を各自治体から受けて生活している方が多数いらっしゃるのが現状です。このように自治体から無償で提供されている住宅が避難生活を続けるための重要な支えとなっており、提供打ち切りとなれば、たちまち経済的困窮に立たされることは間違いないと考えます。

このような理由から本陳情に対して賛成の意見とさせていただきます。

○委員【小沼富夫議員】 私も陳情第17号に対しまして賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

東日本大震災は2011年3月11日午後2時46分に発生した東北地方太平洋沖地震と、それに伴って発生した津波及びその後の余震により引き起こされた大規模地震災害でございます。この地震によって福島第一原子力発電所事故が起こったのであります。あの震災から5年がたちまして、時の経過とともに、日常を取り戻すことができている人も多い反面、まだまだ困難な状況の中、復興への長い道のりを覚悟しながらも必死に頑張っている方がたくさんいる状況でございます。道路や施設、そしてまた、交通など、面のインフラ復旧は早く進みました。これからいよいよ仮設に住む約10万人の方々の住まいの移行が始まり、まちづくりが本格化していきます。被災地では災害公営住宅建設や集団で移転する高台の造成がおくれている状況にもございます。

復興庁が2016年1月にまとめた震災による避難生活者は約17万8000人、この1年で5万人以上減ったようではありますが、まだまだ仮設住宅やみなし仮設、親戚宅などに身を寄せる被災者も大勢いるのが現状のようであります。福島県の避難者が半数以上の約9万8000人を占めている状況でもあり

ます。特に復興がおくれているのが福島第一原発事故が発生した福島県、漏れ出した放射線によって住民と大地は深い傷を負い、5年たった今でも約10万人がふるさとを離れたまま、広大な地域が立入禁止となり、無人のまちと化しております。避難者は正月を自分の家で過ごせない状況が5年も続いているのは大変つらいと訴えていられます。

このような状況下、平成29年3月末日をもって応急仮設住宅の供与期間が満了することとなっています。しかし、まだまだ災害により住みかが滅失した被災者のうち、みずからの資力で住宅を確保できない方々がいる状況にあります。神奈川県におきましても、先ほど他委員も申し上げておりましたけれども、今回限りとした上で、神奈川県内の応急仮設住宅に居住している福島県からの自主避難者に対しまして、来年3月末日に供与期間が終了する方を対象に県営住宅入居者募集を行ったところであり、陳情項目にもありますように、住宅支援策を継続、拡充させることと継続的な住宅支援が可能な新たな制度を確立するとの2点について、私も国に強く求めていきたいと考えます。

よって陳情第17号は採択いたしたく存じます。

○委員【国島正富議員】 それでは、陳情第17号について私の意見を述べさせていただきます。

陳情の要旨とする東日本大震災に起因した東京電力福島第一原子力発電所事故から5年半の年月が経過、いまだその廃炉処理については収束のめどは立っていない状況下であり、原発事故の放射能拡散による避難者は10万人以上であり、神奈川県内にも3000人近い人が避難されているとのことである。国と福島県は避難区域外からの避難者に対する借り上げ住宅等の無償提供を来年3月限りで打ち切ることを決定、それによる対象世帯は神奈川県内でも297世帯、770人とのことである。

陳情者が求める原発事故避難者に対する避難先住宅の無償提供継続については私も極めて重要と思います。あの悲惨な原発事故により避難を余儀なくされた人々は、新たな土地での職探しや生活基盤づくりには筆舌では言いあらわせないほどの苦難が伴ったものと推察いたします。避難指示区域は見直されたものの、避難者それぞれの世帯の帰還する環境条件はさまざまであるものと推察するところである。

避難先で今後も住み続けたい人は神奈川県内で移住者の72%の調査報告もされています。神奈川県では平成28年9月12日付で神奈川県安全防災部災害対策課長並びに神奈川県住宅建築部住宅計画課長連名による市町村主管課長宛てに平成27年6月15日時点での自主避難者について、平成27年10月29日付で福島県からの自主避難者に対する応急仮設住宅供与の終了に伴う住宅確保等の支援についての依頼に基づき、市町村に依頼した応急仮設住宅供与について、平成29年3月31日に供与期限を迎えるが、県営住宅の入居要件を満たす方については県営住宅優先入居を実施したとの内容が示された。市町村にも事情に応じて可能な対応を図るよう依頼がされています。

原発事故による放射能被害に対する捉え方は当事者間で違いがあってもやむを得ないことと思います。原発事故後の配慮や放射能の最終処分方法もいまだ定まらない背景を見ても、国の責任は大変重いものがあります。そこで、国に対し、次の事項を改めて要望することが必要と捉えます。

1点目として、子ども・被災者支援法の基本理念を重視し、原発事故による被災者が避難先を選択する権利を有することを認め、継続的な支援法に基づく住宅支援制度を確立すること。2点目、原発事故による避難者が現状に準じて生活できるよう住宅支援策を継続させること。以上2点を私は要望に加えていただきたく、この陳情に対して採択いたしたいと考えます。

○委員【大山学議員】 それでは、陳情第17号、採択されるべきものとして意見を述べます。

平成23年3月11日、東北地方を襲った巨大地震とそれに伴う津波の被害により東北地方太平洋沿岸は壊滅的な被害をこうむりました。さらに津波による東京電力福島第一原子力発電所事故は発生から5年以上経過いたしました。事故の収束の見通しはいまだ立っていません。被災者は住みなれた故郷を離れ、長期の避難生活を余儀なくされています。国及び福島県は、避難指示区域指定の解除、区域外避難者の住宅支援の2017年3月打ち切り、精神的賠償の2018年3月打ち切りを打ち出し、福島県が公表した避難者に対する帰還・生活再建に向けた総合的な支援策も民間賃貸住宅への家賃支援の対象を狭め、低い補助率で、2年間の適用とするものであります。多くの区域外避難者、特に小さな子どもを持つ親は放射性物質による汚染という原子力災害の特殊性を考えると、いまだ安心して故郷へ帰れる状況とは言えないのではないのでしょうか。このような状況下で、避難者の生活の最も重要な基盤となる住宅への支援策は、今後も継続して支援を続けていかなければならないものと考えます。

よって原発事故による避難者向けの公営住宅や民間賃貸などの無償住宅支援の延長を行うことを求めるとともに、優先入居制度を拡大するなど安心して暮らせる住まいの確保を支援することを国、福島県に求め、避難されている方々の生活を最優先に考えなければならないと思い、本陳情は採択されるべきものといえます。

○委員長【相馬欣行議員】 ほかに発言はありますか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【相馬欣行議員】 挙手全員。よって、本件は採択することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【相馬欣行議員】　ご異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 2 時 4 分　閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

平成 2 8 年 1 2 月 7 日

産業建設常任委員会
委員長　相　馬　欣　行